

令和4年第4回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年4月27日（水）午前9時57から11時15分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4 番	小川 進
委員	1 番	原 亜由美
	2 番	信高 昭男
	3 番	宮川 利重
	5 番	北村 栄治
	6 番	小笠原 正
	7 番	小笠原 章仁
	8 番	三谷 晴喜
	9 番	上池 如夫
	10 番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第2号 非農地証明願について
- 第3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第4 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第5 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第6 農業委員会による令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
書記	兵頭 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和4年第4回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それではまず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第2号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第2号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]の1筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、4月14日に担当委員の酒井委員と事務局永野、兵頭で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は平成元年ごろから耕作しておらず、一部雑木が植わっているなど現在は原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第2号について、担当委員の説明を求めます。10番酒井笑子君。

〔酒井委員〕

はい、10番の酒井です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は以前に棚田であった箇所の斜面が多く、また平地部分も長年耕作されていないことから原野化していきまして、農地としての復旧は難しいと思われます。非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（8番三谷委員挙手）

どうぞ。

〔三谷委員〕

すいません、前回の総会では非農地証明願の申請の際に現地写真が資料についていたのですが、写真をつけてもらえるといいのですが。

〔小笠原章仁委員〕

私も現地の状態は知っていますが、資料の航空写真の状態はきれいな棚田になっているので、現状がちょっと分かりにくいと思います。先ほど言われたとおり、写真があると分かりやすいです。

〔事務局書記〕

了解しました。現地の写真につきましては回覧や資料につけるなど検討いたします。

〔議長〕

他に何かありませんか。

発言がないようですので、採決をいたします。議案第2号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は7ページからとなります。今回の利用権設定ですが、新規設定2件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

今回は改選後初めての総会ということで、利用権設定の要件資料をお手元に配布しておりますので、そちらを参考にご審議をお願いいたします。

それでは、2件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、2件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程よろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第4、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、お手元の資料の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。こちらは毎年行っておりますが、令和3年度一年間の農業委員会活動について点検と評価の案を事務局にて作成しましたので、その内容が適切であるか否かの審議をいただきたいと思います。

I 農業委員会の状況は変更ありません。2ページをお開きください。II 担い手への農地の利用集積・集約化の2 令和3年度の目標及び実績ですが、集積目標 46.0ha に対して、集積実績 42.9ha となり達成状況 93.26%となりました。3 目標の達成に向けた活動についての活動実績は、「7月に広報等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定制度の周知を図った。随時、利用意向の相談に応じ、情報提供を行った。」としました。4 目標及び活動に対する評価の目標に対する評価については、「利用権設定において、継続して貸借が行われないケースが見受けられ目標達成とならなかった。今後は目標達成のため再設定はもちろん、新規設定も推進していく。」としました。次の活動に対する評価は、「周知を図ったことにより、一定の理解は得られている。今後も、様々な機会を活用し、理解を深める努力を行う。」としました。

次のページに参ります。III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の2 目標及び実績です。参入目標は、1 経営体に対し参入実績 0 経営体と達成状況は 0 %となりました。参入目標面積 0.5ha に対し、参入実績面積は 0 ha と達成状況は 0 %でした。3 目標の達成に向けた活動については、「随時新規就農予定者と面談や打合せを行った。」としました。4 目標及び活動に対する評価についての、目標に対する評価は、「本年度は新規就農者がいなかった。」としました。活動に対する評価としては、「今後も条件の良い農地の情報収集を行い、農業関係機関と連携し、新規就農希望者の相談に詳細に応じる必要がある。」としました。

次のページに参ります。IV 遊休農地に関する措置に関する評価の2 目標及び実績ですが、解消目標 0.5ha に対し、解消実績は 0 ha と達成状況 0 %となりました。次の2の目標の達成に向けた活動については、お示しした内容としました。4 目標及び活動に対する評価の目標に対する評価については、「遊休農地の解消については、高齢化等で困難な場合もある。担い手への集積等により、今後の解消の努力が必要である。」としました。残っている遊休農地の解消は大変厳しいと考えております。活動に対する評価については、「利用意向調査で、機構への貸し付けを希望しても借り受けとならない場合がほとんどである。今後も、農地の借り受けの希望があれば、優先的に情報提供を行っていく必要がある。」としました。

次のページとなります。Ⅴ違反転用への適正な対応についてです。2の実績は0です。3活動計画・実績及び評価については活動実績を「4月から農地利用最適化推進委員による農地の見回りを行った。また9月に農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールの実施。広報誌にて啓発。」としました。活動に対する評価については、「違反転用は発生防止・早期発見が重要であり、適宜対応していく必要がある。」としました。

次のページとなります。Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数7件、うち許可7件です。点検項目の事実関係の確認の実施状況は、「申請書類の確認を行うとともに、地区担当農業委員と事務局と申請者若しくは代理人で現地確認を実施している。」としました。総会等での審議の実施状況は、「地区担当委員・事務局が提案説明をし、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。」としました。申請者への審議結果の通知の実施状況はお示しのとおりです。審議結果等の公表の実施状況については、「議事録にて詳細に記載し、公表している。」としました。処理期間の処理期間（平均）についても30日としました。年度により扱う件数や、委員会の日程により多少前後する可能性があるため、30日としております。2の農地転用に関する事務は、1年間の処理件数1件です。点検項目は農地法第3条と同様の内容となっておりますが、標準処理期間のみ申請書受理から40日としております。

次のページになります。3農地所有適格法人からの報告への対応の管内の農地所有適格法人数は0となります。4情報の提供等の賃借料情報の調査・提供の実施状況の調査対象賃貸借件数は、63件です。公表時期は令和4年3月です。情報の提供方法は、「ホームページに情報を公表。」としました。これは令和3年分の利用権設定分をとりまとめたものです。農地の権利移動等の状況把握の実施状況、調査対象権利移動等件数は、97件です。取りまとめ時期は、令和4年3月です。情報の提供方法は、「議事録に記載し、公表。ホームページに情報を公表。」としました。こちらも令和3年分をとりまとめたものです。農地台帳の整備の実施状況については、整備対象農地面積1,150haとなっております。データ更新は、「利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等について適宜更新している。」としました。公表は、全国農地ナビでの公表としました。

次のページとなります。Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。農地利用最適化等に関する事務、次の農地法等によりその権限に属された事務ともに要望・意見はありませんでしたので、「特になし。」としました。Ⅷ事務の実施状況の公表等は、1総会等の議事録の公表についてはHPに公表しております。2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出の意見の提出件数は0件です。3活動計画の点検・評価の公表についてはHPに公表しております。以上で説明を終わります。

〔議長〕

本件に関して、ご意見ご質問等はありませんか。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第5、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、お手元の資料の「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧ください。

こちらは事務局で作成いたしました令和4年度の大豊町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の案となります。こちらの内容が適切であるか否かの審議をいただきたいと思います。

1 ページのⅠ農業委員会の状況 1 農家・農地等の概要ですが、左の2つの表の数値に変更はありません。右端の表の数値は、昨年分から若干変更があります。下の表に参ります。耕地面積は国の公表する面積です。国から示された数値ですので、昨年同様空欄にしております。経営耕地面積は2020年の農林業センサスに基づいて記入しております。遊休農地面積は昨年度より変更ありません。農地台帳面積は直近の面積に修正いたしました。次の2農業委員会の現在の体制については、改選後の体制に変更しております。

次のページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてです。集積面積、集積率の前年度の実績値は記載のとおりです。2の令和4年度の目標及び活動計画の目標集積面積は46.0ha、うち新規集積面積1.5haとしました。活動計画は昨年と同様としております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に移ります。現状及び課題は記載のとおりです。2令和4年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数1経営体、参入目標面積0.5haとしました。活動計画は、こちらも昨年と同様としました。

次のページに参ります。Ⅳ遊休農地に関する措置の1現状及び課題は記載のとおりです。2目標及び活動計画の目標、遊休農地の解消面積0.5haとしました。活動計画の調査員数14人とし、農地利用最適化推進委員の皆様とともに、農業委員の皆様にも加わっていただきたいと思いますと考えております。それに合わせて、調査方法の一番下に、「また、8月～9月には農業委員とともに町内のパトロールを行う。」と記入しています。農地の利用意向調査の時期は、昨年と同様としております。その他は「早期発見・早期解消に努める。」としました。

V違反転用への適正な対応の2活動計画は前年と同じく設定しております。以上で説明を終わります。

〔議長〕

本件に関して、ご意見ご質問等ありませんか。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第6、農業委員会による令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、お手元の資料の「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。

こちらを設定することとなった経緯についてですが、令和4年2月2日に「農業委員会による最適化活動の推進等について」農林水産省から通知の発出があり、各農業委員会は最適化活動の推進等について目標を定め設定し、公表しなければならないこととされました。お手元にあります資料は事務局で作成しました大豊町農業委員会の令和4年度の最適化活動の目標の設定等の案になります。こちらの内容が適切であるか否かの審議をいただきたいと思います。

本日決定をいただければ、ホームページ等にてこちらを公表することとなります。

それでは、1ページをご覧ください。こちらの農業委員会の状況につきましては、先ほど審議しました、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」と同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次のページをお開きください。Ⅱ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の①現状及び課題についても、先ほど審議しました、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」と同様の内容としております。

②目標の、農地の集積の目標年度、集積率の数値につきましては、高知県の定めた「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の目標値を設定しております。今年度は新規集積面積を1.5ha、集積面積の累計46ha、集積率15.2%を目標値として設定しました。

次の(2)遊休農地の解消の①現状及び課題についても、先ほど審議しました、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」と同様の内容となっております。②目標のア既存遊休農地の解消につきましては、当町の遊休農地はすべて黄区分なので、緑区分の目標は0haです。b黄区分の遊休農地の解消については、遊休農地面積1.27ha、方針としては「工程表を策定予定。」としております。イの新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地はありません。

次のページをご覧ください。(3)新規参入の促進の①現状及び課題については記載のとおりです。②目標につきましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割程度の面積である0.9haを目標としています。

次の2最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の一人当たりの活動日数については高知県農業会議より月6日以上との指示がありましたので、月6日を目標としました。推進委員等とは、農業委員、農地利用最適化推進の14人のことを指します。(2)活動強化月間の設定目標につきましては、年間3回の活動強化月間を設定しなければならいことから、記載の内容を目標とさせていただきます。次の(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、当町の交流推進班が参加する記載の相談会に、就農相談も併せて行う計画とさせていただきます。

説明は以上となります。

なお、今後はこちらの目標についても毎年度点検・評価を行い、結果を公表することとなります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それではこれより休憩いたします。

(休憩)

会議を再開いたします。事務局より説明がありました本件に関して、ご意見ご質問等ありませんか。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。令和4年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり決定することといたします。

次に、その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

・今後の活動記録簿の作成についての説明

次回5月総会の日程についてですが、5月25日水曜日午前10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和4年第4回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 3 番

署名委員 5 番
